

令和3年度

五島市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業

- 事業拡充支援事業 -

第1回公募要領



半島・過疎地域等における民間事業者等の雇用拡大に伴う、事業拡充に必要な設備資金や運転資金を支援します。

令和3年4月 長崎県五島市

目 次

1. 事業目的	・ ・ ・ 2
2. 募集期間	・ ・ ・ 2
3. 補助対象者	・ ・ ・ 2
4. 事業の実施要件	・ ・ ・ 3
5. 雇用に関する要件	・ ・ ・ 4
6. 事業計画期間	・ ・ ・ 4
7. 補助対象経費	・ ・ ・ 5
8. 補助対象事業費の上限額	・ ・ ・ 5
9. 事業計画書の作成	・ ・ ・ 6
10. 審査選定	・ ・ ・ 6
11. 事業実績報告書の作成	・ ・ ・ 9
12. 応募手続き	・ ・ ・ 9
13. 申請者情報の管理	・ ・ ・ 10
別表2 対象経費	・ ・ ・ 11

1. 事業目的

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業の事業拡充支援事業は、雇用増を伴う事業拡充を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、市外への転出抑制や移住定住を促進し、人口減少をはじめとする地域課題の解決を目指します。

2. 募集期間

令和3年4月1日（木）～5月10日（月）

- ※ 申請書類の必着期日になりますのでご注意ください。
- ※ 〆切直前は窓口が混み合います。早めのご相談・ご提出をお願いします。
- ※ 事業計画作成にかかるご相談については、日時を調整の上対応させていただきます。事前にお電話にてお申込みください。
(商工雇用政策課 電話 0959-72-7862)

3. 補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人または法人であって、次に該当するものとします。

既に事業を営んでいる者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で規定する小規模企業者※1）が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るため雇用拡大、設備投資等を行うこと

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

- ※1 中小企業基本法で規定する小規模企業者とは
商業またはサービス業の場合、常時使用する従業員の数が五人以下の事業者。
その他の業種の場合は、常時使用する従業員の数が二十人以下の事業者。

4. 事業の実施要件

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業を実施する者は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 生産能力の拡大や商品・サービスの付加価値向上、販路拡大などにより、雇用拡大を図る事業であること。
- ② 雇用創出効果が見込まれる事業拡充であること。具体的には、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡充であって、計画期間内にその事業拡充のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれることが必要。
- ③ 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- ④ 事業拡充に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

（留意事項）

- ・ ビジネスベースで成立する事業に対して補助を行うものであり、補助金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。
- ・ 事業採択日以降の事業拡充が交付対象事業となります。
- ・ 同一の事業者が複数の申請をすることはできません。
- ・ 同一の事業について、特定有人国境離島法に基づく雇用機会拡充事業と重複して支援を受けることはできません。
- ・ 補助対象期間終了後でも事業を廃止した場合は、補助金の返還が生じる可能性があります。事業の見通しについては十分に精査の上、申請をお願いします。

5. 雇用に関する要件

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業の事業拡充支援事業は、市内において雇用増を伴う事業拡充を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、モニタリングを行います。

- ① 計画期間中に一週間の所定労働時間が 20 時間以上の従業員を新たに雇用し、計画期間終了後もその雇用を継続して頂く必要があります。(所定労働時間が週 20 時間以上の常用雇用者*を雇用人数の最小単位として計算してください。これ未満の雇用者は、1 名とカウントしません。)

※常用雇用とは、事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は 1 か月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。

- ② 事業採択日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。
- ③ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。
- ④ 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあつては、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業の対象となりませんのでご注意ください。
- ⑤ 交付決定日の前日までの市内事業所全体の従業員数より、実績報告時の従業員数が下回っている場合は、「雇用増を伴う事業拡充」とならないため、本補助事業の対象となりません。
- ⑥ 雇用計画未達成の場合は、補助金不交付の可能性があります。また、補助対象期間終了後に本補助事業で雇用した従業員に欠員が生じ、その状況が改善されない場合には、補助金の返還の可能性がありますので、事業計画内容に適切な雇用計画（人数、待遇等）を記載するなど雇用の見通しにご留意ください。

6. 事業計画期間

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業の令和 3 年度にかかる事業計画期間は、交付決定日から、**最長令和 4 年 1 月 31 日**までの期間です。補助金交付を受ける期間の事業計画を提出ください。

7. 補助対象経費

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業の補助対象経費は、別表2のとおりです。補助対象経費は、事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限り、また、支出を行うに当たっては、以下に留意してください。

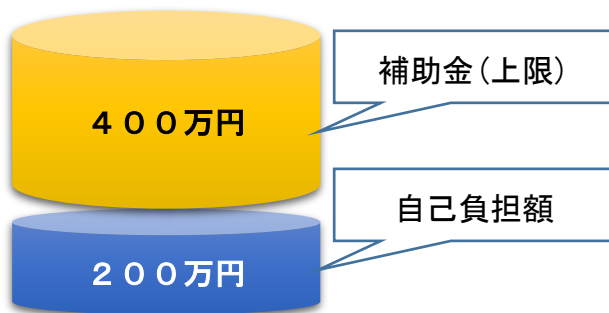
- ① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定してください。
- ② 事業採択日以前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。
- ③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。
- ⑤ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等に対応する方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応して下さい。
- ⑥ 国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。

8. 補助対象事業費の上限額

補助対象となる事業費は事業計画期間1年あたり、下表の左欄の区分に応じ、右欄の額となります。事業実施者は、補助対象事業費のうち中欄に掲げる負担割合の額が自己負担となりますのでご注意ください。

区 分	負担割合	補助対象事業費の上限額（自己負担額）
事業拡充	3分の1	600万円（200万円）

例) 補助対象となる事業拡充に必要な事業費が600万円の場合



なお、補助金が実際に支払われるのは、新たな雇用や設備等の設置を確認した後の精算払いとなりますので、それまでの間は、自己資金若しくは国や地方公共団体、金融機関等の無利子（低利）での融資や保証制度などの活用もご検討ください。

9. 事業計画書の作成

事業実施者は、事業計画書（別記様式1）に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について記載して提出してください。

1) 業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成していただきます。

- ① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
- ② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
- ③ 売上高

2) 補助対象経費の算定

補助対象となる事業費は年度ごとに算定を行います。そのため、事業全体に係る資金計画のほか、事業計画書の「3 当該年度に係る経費明細表」には申請を行う年度に係る補助対象経費のみを記載してください。

10. 審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類（12. 応募手続き参照）の申請を受けて、事業の実施要件や雇用に関する要件等の適合性の審査に加え、事業性、成長性、継続性が見込まれ、地場産業の振興に資するような事業であるかどうかを審査し、事業採択を行います。

審査は、表1に示す観点から審査を行い、採択の可否を書面で通知します。

※不採択理由の開示はしません。

表1 審査項目

審査項目	評価内容
① 雇用創出効果	質の高い雇用の創出につながるか、補助期間終了後も継続して雇用され、拡大していく見込みがあるか。
② 地域性	地域の歴史や文化に根差した事業又は地域産業の発展や地域課題の解決に資する事業であるか。
③ 事業性	ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えているか。また、これまでにない先駆性や先導性を有し、今後の地域産業の発展の基盤を作ることにつながるか。
④ 成長性	売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いか。
⑤ 継続性	補助期間終了後も事業継続できる見込みがあるか。
⑥ 資金調達見込み	事業を進めるための必要な資金が確保されているか。
⑦ 事業趣旨等	<p>① 地域外の需要を取り込み、地域内の経済及び雇用を拡大させる事業</p> <p>② 地域内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず、現状で市内に提供する事業者が存在しないため、市外の事業者依存せざるを得ない状況を改善する事業</p> <p>③ 市への転入者数の増加に直接的に効果がある事業</p> <p>④ 市外から人材を一元的に募集・確保して市内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、市内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果がある事業</p>

※ここでいう「地域」とは、市内の各島（福江島内は旧町地区）を指します。

(留意事項)

事業拡充支援事業の採択に当たっては上記の審査基準に加え、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業の趣旨に合致しない以下のような事業については採択し

ないこととしておりますので、申請に当たってはご注意ください。

- イ) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、事業拡充と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- ロ) 地域内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの
- ハ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業
- ニ) どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業
- ホ) 他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業

1 1. 事業実績報告書の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて3年間の事業実施状況について事業実績書（様式第5号）に記載し、報告する必要があります。

1 2. 応募手続き

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業にかかる事業拡充支援事業の申請書類や手続きは以下のとおりです。

(1) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（別紙1）
- ② 事業計画書（別紙2）
- ③ 収支予算書（別紙3）
- ④ 補助対象外事業費内訳書（別紙4） ※補助対象外経費がある場合
- ⑤ 雇用者調査書（別紙5）
- ⑥ 暴力団等排除に関する誓約書（別紙6）
- ⑦ 事業実施予定地の位置図（別紙7）
- ⑧ ①～④を記録した電子データ（メール提出可。）
- ⑨ 要綱第5条第2項に定める以下の書類

〔申請者が個人の場合〕

- (1) 市税の滞納の無い証明書

- (2) 見積書等経費の詳細が確認できる書類
- (3) 住民票の写し
- (4) 直近の確定申告書一式の写し ※税務署受付印のあるもの
- (5) 改修箇所が確認できる写真（改修費を補助対象経費に計上する場合）

[申請者が法人の場合]

- (1) 市税の滞納の無い証明書
- (2) 見積書等経費の詳細が確認できる書類
- (3) 定款の写し
- (4) 履歴事項全部証明書
- (5) 直近の貸借対照表及び損益計算書の写し
- (6) 改修箇所が確認できる写真（改修費を補助対象経費に計上する場合）

(2) 提出先

産業振興部 商工雇用政策課（雇用・起業促進班） 連絡先：0959-72-7862

※電子データ提出先（メール）：shoukou@city.goto.lg.jp

(3) 提出方法

- ・ 郵送又は持参（電子データのみメール提出可）
- ・ 商工雇用政策課へ提出ください。（郵送の場合、締切日必着）

13. 申請者情報の管理

本事業への応募に係る提出書類について、法令等により提供を求められた場合には、開示することがあります。

また、長崎県も審査選定及び事業管理において本事業に関与するため、当該情報を共有します。

○問い合わせ先

五島市産業振興部商工雇用政策課（雇用・起業促進班）

電話番号：0959-72-7862（直通） F A X：0959-74-1994（代表）

メールアドレス：shoukou@city.goto.lg.jp

別表 2

事業拡充支援事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業拡充に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 <p>注）単なる老朽化設備の更新は対象外</p> <p>注）土地・建物（中古含む）の取得、及び使途・必要性が明確でない経費は対象外</p> <p>注）ソフトウェア導入にかかる経費は対象外</p> <p>注）消耗品と捉えられるもの（短期間しか使用できない物品、取得価格が税抜き 1 万円未満の物品等）は対象外</p>
改修費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（増築や改築を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） <p>注）土地・建物（中古含む）の取得及び使途・必要性が明確でない経費は対象外</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等） ・事業拡充のために新たに雇用する従業員の求人・選考に係る費用（求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用、事業者が負担した被選考者の交通費及び宿泊費等）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業拡充に必要な従業員の給与、賃金（新たに雇用する者に係るものに限る。） ・事業拡充に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（新たに雇用する者に係るものに限る。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。 ・対象経費は補助対象期間中の給与、賃金のうち、期間中に支払われた経費に限る。 <p>注) 代表者、役員（雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象となりません。</p>
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業拡充のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）
市外からの事業所移転費	<ul style="list-style-type: none"> ・市外から五島市への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転にかかる諸経費
従業員の教育訓練経費	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の資格取得（小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費（事業拡充に直接必要なものに限る。） <p>注) 求職者の人材育成にかかる経費や、事業拡充に伴わない教育訓練費は対象になりません。</p>

※補助事業により購入した設備や補助事業で改修をおこなったものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)に基づき適正に管理する必要があります。

本補助事業で購入した物品等については、補助対象期間終了後も許可なく譲渡・処分・貸付等することはできませんので、ご注意ください。